

(仮称)路上喫煙禁止条例(案)の制定について

1. 条例制定の目的

路上喫煙による受動喫煙等危険の防止について、喫煙者と非喫煙者とが協力し合い、安全な歩行空間を確保し、もって相互が共存できる快適な地域環境の形成を図るため条例を制定します。

2. 条例制定の背景

令和2年4月1日より東京都受動喫煙防止条例と改正健康増進法が全面施行され、喫煙を行う際には周囲に配慮をすることが義務づけられ、世間での受動喫煙に関する健康意識が向上しました。多摩地域においても既に分煙環境の整備が進んでおり、多摩26市中、20市がたばこに関する条例を制定しています。日野市においても路上喫煙による苦情・相談の増加や、分煙環境整備に関する請願(令和3年12月採択)など条例制定への要請が高まり、喫煙者と非喫煙者が共存する社会の形成が求められています。

3. 条例の主な内容

①市、市民、事業者、喫煙者の責務を規定(第3条～第6条)

市：路上喫煙による受動喫煙等の危険の防止に関する施策(＝たばこに関する施策)の実施、喫煙マナー向上のための情報発信等啓発の実施

市民：市の実施するたばこに関する施策への協力

事業者：市の実施するたばこに関する施策の重要性を認識し、市と連携した関連施策実施の努力義務

喫煙者：歩行喫煙及びたばこのポイ捨ての禁止、路上喫煙をする際の周囲への配慮

②市内全域における歩行喫煙の禁止(第7条)

何人も市内全域において歩行喫煙をしてはならない。

③路上喫煙禁止地区の指定及び路上喫煙の禁止(第8条、第9条)

- ・不特定多数の人が利用し、路上喫煙が危険であると認められる地区を路上喫煙禁止地区として設定。
- ・何人も禁止地区内において路上喫煙をしてはならない。ただし市長が指定する場所を除く(ex.日野駅前設置予定の公衆喫煙所等)。

※路上喫煙禁止地区は、条例を制定したのち近隣住民と調整を行い、規則にて定めます。

④路上喫煙禁止地区での違反者における指導、命令、及び過料処分の設定(第10条、第11条)

禁止地区における路上喫煙を行った者に対して必要な指導を行うことが可能。また、指導に従わない者に対して必要な措置(喫煙の中止、喫煙禁止地区からの退出)を命じることが可能。命令に違反をしたものに対しては、2万円以下の過料処分を下すことが可能。

4. 条例制定に伴い見込まれる効果

- ①歩行喫煙及び路上喫煙で発生した副流煙による、望まない受動喫煙による健康被害の減少
- ②ポイ捨てによる景観悪化、たばこの臭い等に起因する苦情(不快感、においうつり等)が抑制されることによって、生活環境が改善
- ③ポイ捨てに起因する火事や歩行喫煙によるすれ違いざまのやけど等、事件事故の予防

5. 今後のスケジュール(予定)

- 令和6年4月 パブリックコメントの実施、禁止地区近隣説明会
- 令和6年5月 喫煙所工事開始
- 令和6年9月 議案上程
- 令和6年11月 喫煙所竣工、開設
- 令和7年1月 条例施行